

第12章 販売取扱所の位置、構造及び設備の基準

第1 販売取扱所の区分（令3）

1 販売取扱所の区分

販売取扱所は、店舗において容器入りのままで販売するため危険物を取り扱う取扱所で指定数量の倍数により第1種販売取扱所と第2種販売取扱所に区分されている。

販売取扱所においては、その取扱いが顧客を対象とした店舗におけるものであることを考慮し、危険物の取扱量、取扱いの内容が限定されているものである。

「店舗」とは、建築物内において危険物を販売する施設をいい、容器入りのままでの取扱いに限定されていることから、原則として詰替えを伴う取扱いは禁じられているものである。

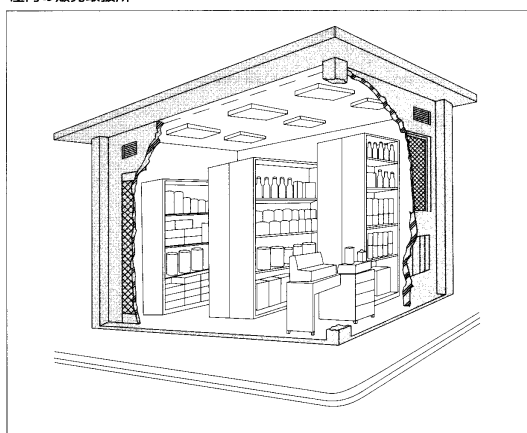
なお、通信販売等の在庫を貯蔵するのみで実態として店舗の形態を有していない場合は、販売取扱所に該当しない。

施設としては、塗料店、燃料店、化学薬品店、農薬販売店などがある。

(1) 第1種販売取扱所（指定数量の倍数が15以下のもの）（政令第3条第2号イ）

(2) 第2種販売取扱所（指定数量の倍数が15を超え40以下のもの）（政令第3条第2号ロ）

屋内の販売取扱所

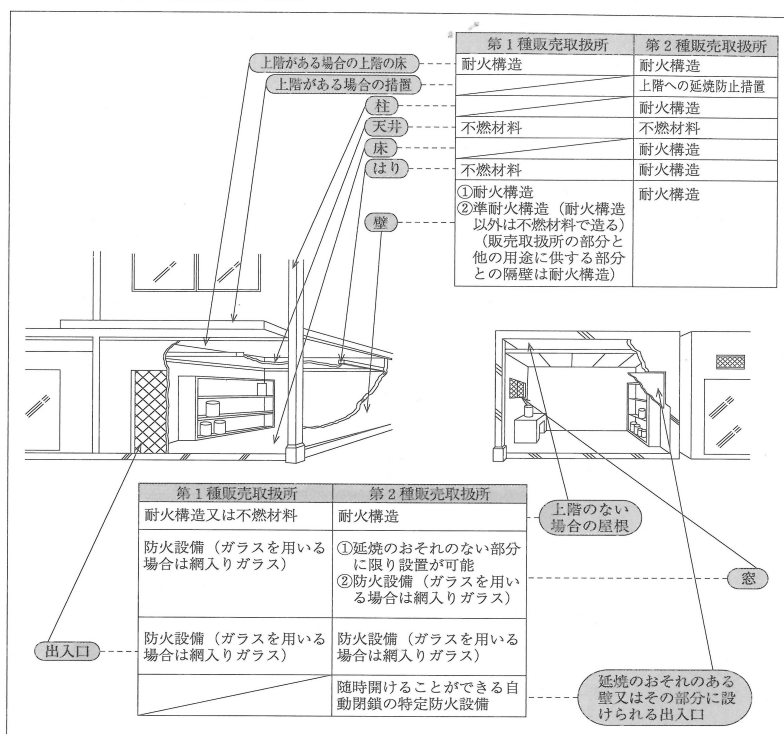


第2 構造規制の比較

1 第1種販売取扱所と第2種販売取扱所の規制概要

第2種販売取扱所は、第1種販売取扱所に比べ危険物の取扱量が多く火災時に被害が拡大するおそれが大きいため、建築物に対する規制は、第1種販売取扱所に比べ、厳しい内容とされている。

建築物の構造規制の相違



I 第1種販売取扱所

第1 第1種販売取扱所の位置（令18-1-1）

1 第1種販売取扱所の位置

第1種販売取扱所は、建築物の1階に設置すること。（政令第18条第1項第1号）

2 留意事項

- (1) 第1種販売取扱所は建築物の一部に設けることができ、当該用途に供する部分以外の部分の用途については特に規定されていない。
- (2) 第1種販売取扱所は、避難等の防災対策上の観点から地階又は2階以上の階に設けることができない。
- (3) 第1種販売取扱所の店舗部分の位置は、当該取扱所の存する敷地のうち、道路等に面している場所を選び、奥まった場所を避けることが望ましい。
- (4) 販売取扱所には、保安距離及び保有空地の規制はない。
- (5) 平成2年5月23日以前に設置されている屋外の第1種販売取扱所については、次によること。（平成元年7月4日消防危第64号）
 - ① 従来危険物の容器への詰替えを行っていた屋外の第1種販売取扱所については、当該施設を一旦廃止し、新たに一般取扱所としての許可を受けなければならないこと
 - ② 前①の一般取扱所としての許可を受けなかった場合は、危険物の容器への詰替えはできない。

第2 標識及び掲示板（令18-1-2）

1 標識及び掲示板

「標識及び掲示板」は、別記4「標識・掲示板」によること。

第3 壁の構造（令18-1-3）

1 壁の構造

建築物の第1種販売取扱所の用に供する部分は、壁を準耐火構造（建築基準法第2条第7号の2の準耐火構造をいい、耐火構造以外のものにあつては、不燃材料で作られたものに限る。）とすること。ただし、第1種販売取扱所の用に供する部分とその他の部分との隔壁は、耐火構造としなければならない。（政令第18条第1項第3号）

「耐火構造」及び「不燃材料」は、別記2「不燃材料及び耐火構造」によること。

- (1) 「準耐火構造」は次によること。

① 建築基準法第2条第7号の2

壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、準耐火性能（通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。）に関して政令（建築基準法施行令第107条の2）で定める技術的基準に適合する物で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

建築基準法第2条第7号の2の規定に基づく準耐火構造の構造方法は、平成12年5月24日建設省告示第1358号（改正：平成30年3月22日国土交通省告示第473号）によること

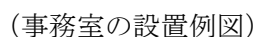
② 建築基準法施行令第107条の2

建築基準法第2条第7号の2の政令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

ア 次の表に掲げる建築物の部分にあつては、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後それぞれ次の表に掲げる時間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

壁	間仕切壁（耐力壁に限る）	45分
	外壁（耐力壁に限る）	45分
柱		45分
床		45分
はり		45分
屋根（軒裏を除く）		30分
階段		30分

- (1) 第1種販売取扱所は、実態上の理由から保安距離等の規定がないが、その反面、火災の拡大防止等の観点から準耐火構造としなければならないが、単に鉄骨に鉄板又はスレートを張る程度の不燃材料のみの構造とはできない。
- (2) 第1種販売取扱所の用に供する部分とその他の部分との隔壁(上階がある場合の上階の床も含む。以下「他用途部分との隔壁」という。)は、特に耐火構造と規定されており、当該他用途部分との隔壁には開口部を設けることができない。ただし、連絡等のためやむを得ない理由がある場合は、自動閉鎖の特定防火設備を設けることができる。
- (3) 他用途部分との隔壁には、必要最小限の監視用の窓(30cm×40cm程度、はめごろしの網入ガラスとし、温度ヒューズ付特定防火設備を設けたもの)を設けることができる。
(昭和51年7月12日付消防危第23-3号質疑)
「特定防火設備」は、製造所 第7「窓、出入口」. 1によること。
- (4) 建築物の第1種販売取扱所の用に供する部分に柱を設ける場合は、当該柱の構造を政令第18条第1項第3号に規定する壁の構造に準じたものとする。 (★)
- (5) 販売取扱所に雨除け又は日除けを設ける場合、支柱及び枠等は不燃材料とし、覆いは難燃性以上の防火性能を有するものとする。 (★)
- (6) 販売取扱所の用に供する部分の床は、耐火構造又は不燃材料とし、危険物が浸透しない構造とする。 (★)
- (7) 販売取扱所に事務室その他取扱所の業務に必要な室を設ける場合は、次による。 (下図参照) (★)
 - ① 耐火構造又は不燃材料で造った壁で区画する。
 - ② 出入口には、自閉式の防火設備を設ける。
 - ③ 出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとする。
 - ④ 店舗に面した窓にガラスを用いる場合は、網入りガラス入りはめ殺しとする。
 - ⑤ 出入口のしきいの高さは、床面から0.1m以上とする。
 - ⑥ 建築物内の家具、設備等には転倒・落下防止措置を講じるように指導する。



第4 はり及び天井の構造（令18-1-4）**1 はり及び天井の構造**

建築物の第1種販売取扱所の用に供する部分は、はりを不燃材料で造るとともに、天井を設ける場合にあっては、これを不燃材料で造ること。
（政令第18条第1項第4号）

2 留意事項

- (1) はりは、鉄骨等不燃材料で造るほか、耐火構造とすることでもよい。
- (2) 第1種販売取扱所の温度調節等の目的からその室内に天井を設ける場合にあっては、不燃材料で造ることとされている。
- (3) 「不燃材料」及び「耐火構造」は、別記2「不燃材料及び耐火構造」によること。

第5 屋根等の構造（令18-1-5）**1 屋根等の構造**

建築物の第1種販売取扱所の用に供する部分は、上階がある場合にあっては上階の床を耐火構造とし、上階のない場合にあっては屋根を耐火構造とし、又は不燃材料で造ること。

（政令第18条第1項第5号）

「耐火構造」及び「不燃材料」は、別記2「不燃材料及び耐火構造」によること。

2 留意事項

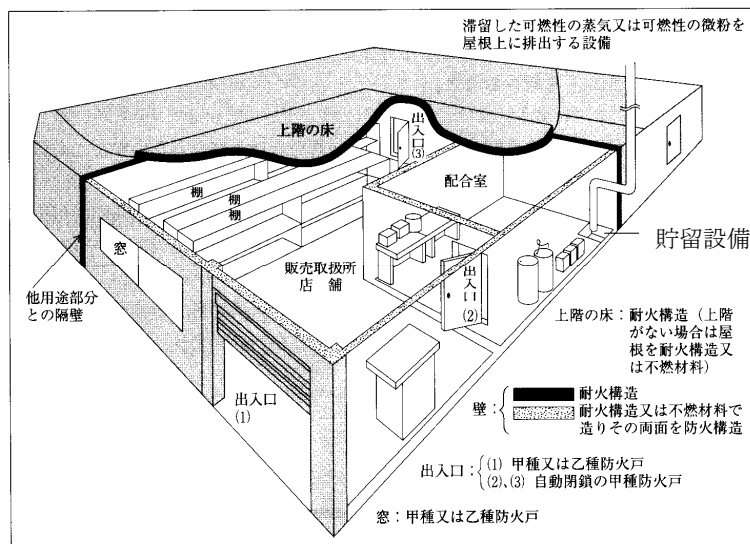
第1種販売取扱所の用に供する部分の直上に上階がある場合にあっては、事故発生時の被害の拡大を防止する目的から上階の床を耐火構造としなければならないこととされている。

第6 窓、出入口（令18-1-6）**1 窓、出入口**

建築物の第1種販売取扱所の用に供する部分の窓及び出入口には、防火設備を設けること。
（政令第18条第1項第6号）

「防火設備」は、製造所 第7「窓、出入口」．1によること。

第1種販売取扱所の例

**第7 網入ガラス（令18-1-7）****1 網入ガラス**

建築物の第1種販売取扱所の用に供する部分の窓又は出入口にガラスを用いる場合は網入ガラスとすること。
（政令第18条第1項第7号）

「網入ガラス」は、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第8「網入りガラス」によること。

2 留意事項

窓及び出入口のガラスは、たとえその外部に防火戸を設けた場合でも、網入ガラスとしなければならない。

第8 電気設備（令18-1-8）

1 電気設備

第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第16「電気設備」によること。

2 留意事項

販売取扱所は、危険物を容器入りのまま取り扱うことが前提であるので、店舗部分には可燃性蒸気の滞留するおそれはないが、配合室内はそのおそれがあるものと考えなければならない。したがって、配合室内の電気設備については、防爆構造とする必要がある。

第9 配合室（令18-1-9）

1 配合室

危険物を配合する室は、次によること。

（政令第18条第1項第9号）

- (1) 床面積は、6㎡以上10㎡以下であること。
配合室の床面積は、塗料類の配合作業に支障をきたすことがない十分な大きさが必要であるので、その下限は6㎡とされ、一方、配合室内の危険物の総量をできるだけ制限する観点から、その上限は10㎡とされている。

- (2) 壁で区画すること。
配合室は壁で区画することとされている。この場合において壁は、政令第18条第1項第3号の規定により、壁を準耐火構造とすることが必要である。また、配合室の壁の一部が、隔壁の一部を構成する場合にあっては、その構造を耐火構造とすることが必要である。

- (3) 床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、貯留設備を設けること。

※ 第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第9「床の構造」. 1.(1)～(3)によること。

- (4) 出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること
配合室は可燃性蒸気が発生し又は滞留する可能性があるので店舗部分等に可燃性蒸気が流入しないように、その出入口は随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けることとされている。

「随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備」は通常ドアチェックと呼ばれる装置を設けた特定防火設備をいうものである。

※ 「特定防火設備」は第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第7「窓、出入口」によること。

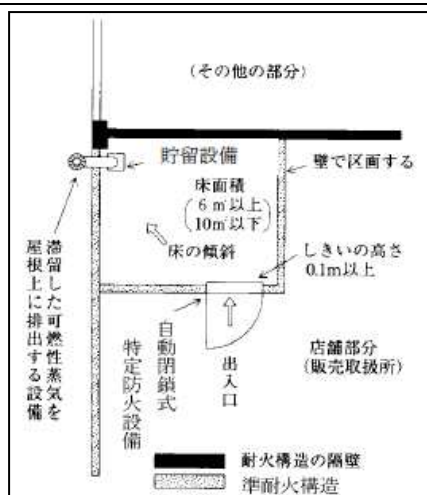
- (5) 出入口のしきいの高さは、床面から0.1m以上とすること。
出入口のしきいの高さは、漏えいした危険物又は発生した可燃性蒸気が店舗部分等へ流出するのを防止するために、床面から0.1m以上とすることとされている。

- (6) 内部に滞留した可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋根上に排出する設備を設けること。

[(1)～(6)政令第18条第1項第9号イ～ヘ]

配合室には、塗料類等の配合又は調合を行う場合に発生する可燃性蒸気又は可燃性の微粉を屋根上に排出することができる有効な排出設備を設けることとされている。

「排出設備」は第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第10「採光、照明、換気設備及び排出設備」及び別記6〔換気、排出設備〕によること。



（配合室の設置例）

※ 塗料類等の危険物を取り扱う第1種販売取扱所にあつては、購入者の要求に応じ塗料類等の配合・調合を行うための配合室が設けられることがあるが、この配合室においては、危険物を開放状態で取り扱うこととなることから、その構造及び設備について厳しく規制されている。

Ⅱ 第2種販売取扱所

第1 第2種販売取扱所（令18-2）

1 第2種販売取扱所

第2種販売取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次表のとおりとする。
(政令第18条第2項)

政令第18条第2項において準用する政令第18条第1項の基準の概要

適用規定	規定の内容	
	第1種販売取扱所	第2種販売取扱所
第1項第1号	位置	準
第1項第2号	標識・掲示板	準
第1項第3号	壁の構造	
第1項第4号	天井、はりの構造	
第1項第5号	屋根及び上階の床の構造	
第1項第6号	窓及び出入口	
第1項第7号	出入口に用いる網入ガラス	準
第1項第8号	電気設備	準
第1項第9号	配合室	準

「準」…政令第18条第1項の第1種販売取扱所の基準に準じる。

空欄…形態に応じた基準を適用又は適用なし

基準については、「Ⅰ 第1種販売取扱所」の例によるほか、次項目以降によること。

第2 壁等の構造（令18-2-1）

1 壁等の構造

建築物の第2種販売取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とするとともに、天井を設ける場合にあっては、これを不燃材料で造ること。（政令第18条第2項第1号）
「耐火構造」及び「不燃材料」は、別記2「不燃材料及び耐火構造」によること。

2 留意事項

第2種販売取扱所は、第1種販売取扱所に比べ危険物の取扱量が多いため、近接の建築物への被害を防止する必要から構造等が厳しく規制されている。

第1種販売取扱所と異なる点として天井以外を耐火構造とすることとされている。

第3 上階の床の構造等（令18-2-2）

1 上階の床の構造等

建築物の第2種販売取扱所の用に供する部分は、上階がある場合にあっては上階の床を耐火構造とするとともに、上階への延焼を防止するための措置を講ずることとし、上階のない場合にあっては、屋根を耐火構造とすること。（政令第18条第2項第2号）

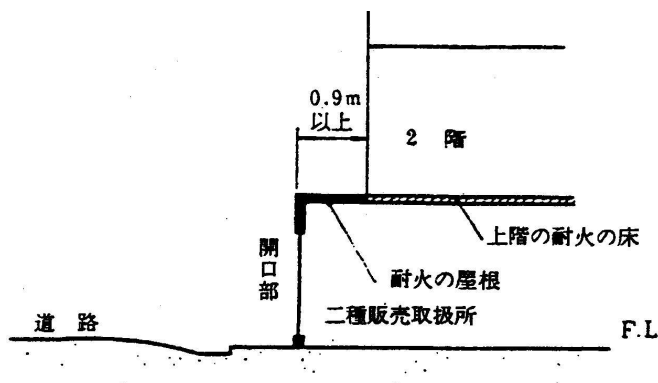
「耐火構造」は、別記2「不燃材料及び耐火構造」によること。

2 留意事項

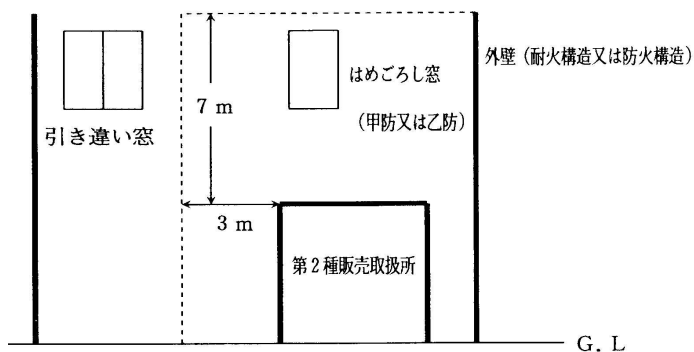
(1) 第2種販売取扱所の用に供する部分の直上に上階がある場合にあっては、上階の床を耐火構造とするとともに、上階への延焼を防止するための措置を講ずること。

(2) 「上階への延焼を防止するための措置」としては、次のような方法がある。

- ① 第2種販売取扱所の外壁の位置に対し、2階の外壁の位置が0.9m以上後退している場合
(昭和46年7月27日付消防予第106号)

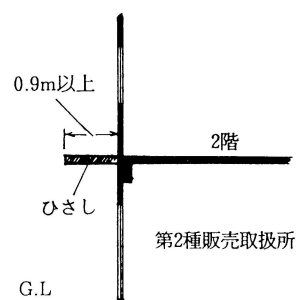


- ② 第2種販売取扱所の上階の外壁が防火構造であり、かつ、例図に示すとおり、当該販売取扱所の開口部の上端部から水平3m、高さ7mの範囲内における上階の開口部に、はめごろしの防火設備を設ける場合
(昭和48年8月2日付消防予第121号質疑)

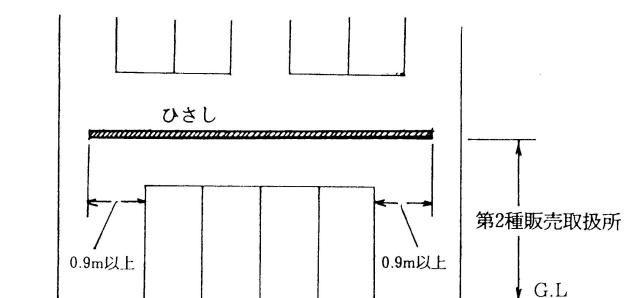


- ③ 上階との間に例図1及び2に示すとおり、延焼防止上有効な耐火構造のひさしを設ける場合。ひさしの突き出し長さ及び左右の長さを共に0.9m以上とする場合。
(昭和46年7月27日付消防予第106号)

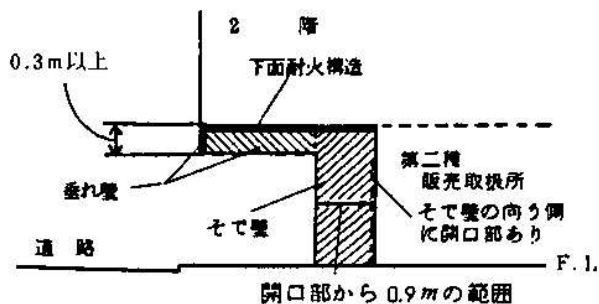
例図1



例図2



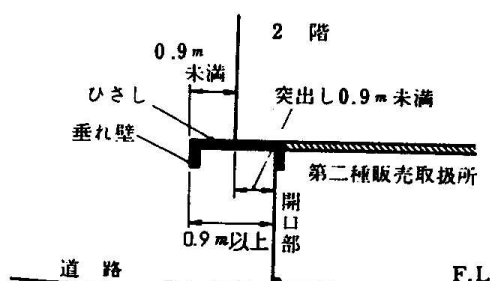
- ④ 2階が1階よりも突出している場合は、次に掲げるものとする。
ア 突出し部分の長さが0.9m以上の場合で、当該突出し部分の外周に0.3m以上の耐火構造のたれ壁が設けられる場合
(昭和46年7月27日付消防予第106号)



(側方断面図)

イ 突出し部分の長さが0.9m未満で、耐火構造のひさしが次のいずれにも適合して設けられる場合

- a ひさしの先端が1階前面より0.9m以上となるように設け、かつ、当該ひさしの先端に0.3m以上の耐火造構のたれ壁を設けるもの
- b ひさしの長さを1階開口部の位置より左右に0.9m以上長くするもの



(側方断面図)

- (3) 上階がない場合にあっては、屋根を耐火構造とすることとされている。これは、第2種販売取扱所が、住居等が併設された建築物の一部に設置されることが多いことにかんがみ、火災時において住居等の他の用途部分へ被害が及ぶのを防止する目的で、特に危険物の取扱量が多い第2種販売取扱所に対して義務付けられている要件である。

第4 窓の構造 (令18-2-3)

1 窓の構造

建築物の第2種販売取扱所の用に供する部分には、当該部分のうち延焼のおそれのない部分に限り、窓を設けることができるものとし、当該窓には防火設備を設けること。

(政令第18条第2項第3号)

「防火設備」は、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第7「窓、出入口」によること。

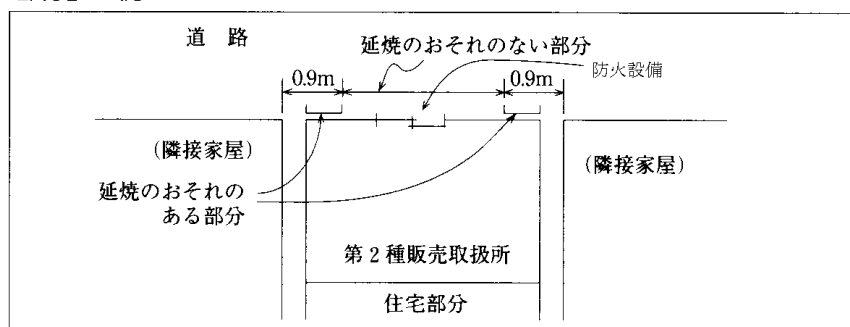
2 留意事項

- (1) 第2種販売取扱所における窓は、火災時等において延焼拡大の経路となる可能性があることにかんがみ、延焼のおそれのない部分に限り設けることができるとされ、窓には、防火設備を設けることとされている。

- (2) 「延焼のおそれのない部分」とは、別記5「延焼のおそれのある部分等」の1「延焼のおそれのある部分」以外の部分とする。

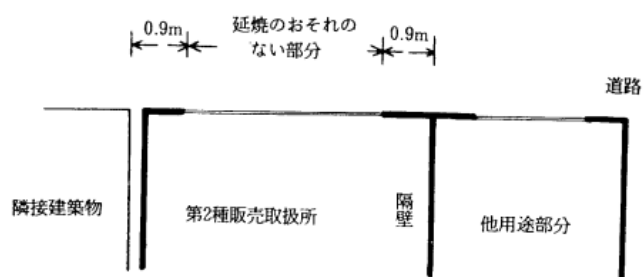
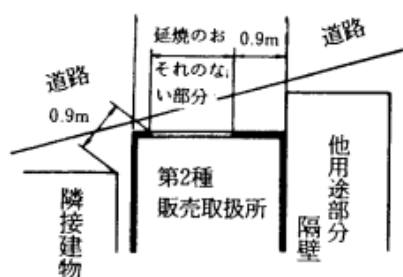
ただし、当該取扱所の両側に近接する建築物との間隔が0.9m未満である取扱所の部分は、延焼のおそれのある部分として取り扱うこと。(昭和46年7月27日付消防予第106号)

「延焼のおそれのある壁又はその部分」及び「延焼のおそれのない部分」の例



例 2

例 3



- (3) 他用途部分との隔壁には、窓を設けないこと。ただし、監視用等の防火管理のためにやむを得ないと認められる場合は、危政令第23条を適用して必要最小限のはめごろし窓（鉄製枠の網入ガラス窓に温度ヒューズ付防火ダンパーを設けたものに限る。）を設けることができる。

（昭和51年7月12日消防危第23-3号）

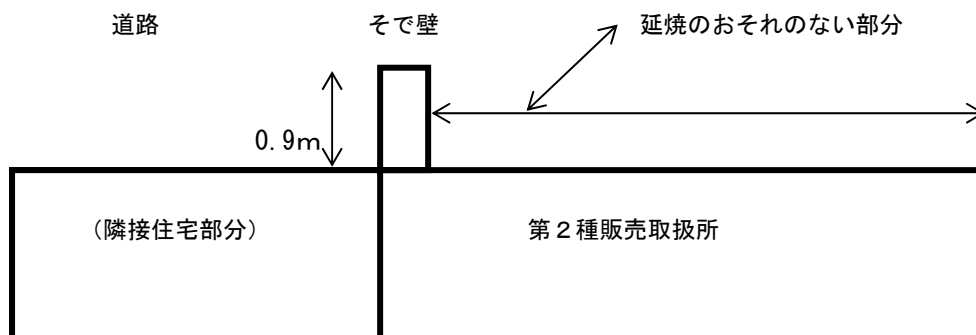
第5 出入口の構造（令18-2-4）

1 出入口の構造

建築物の第2種販売取扱所の用に供する部分の出入口には、防火設備を設けること。ただし、当該部分のうち延焼のおそれのある壁又はその部分に設けられる出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けなければならない。（政令第18条第2項第4号）

2 留意事項

- (1) 第2種販売取扱所の正面出入口に向かって、左右いずれかの片側に、当該取扱所の住宅部分が接してある場合、住宅部分との間に延焼防止上有効な耐火構造のそで壁（外壁面からの突出し長さが0.9m以上のもの）を設けた場合は、当該正面出入口部分は、延焼のおそれのない部分とする。（昭和48年8月2日付消防予第121号質疑）



- (2) 特定防火設備及び防火設備は、第3章「製造所の位置、構造及び設備の基準」第7「窓、出入口」によること。

- (3) 「延焼のおそれのある壁又はその部分」は別記5「延焼のおそれのある部分等」によること。